

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

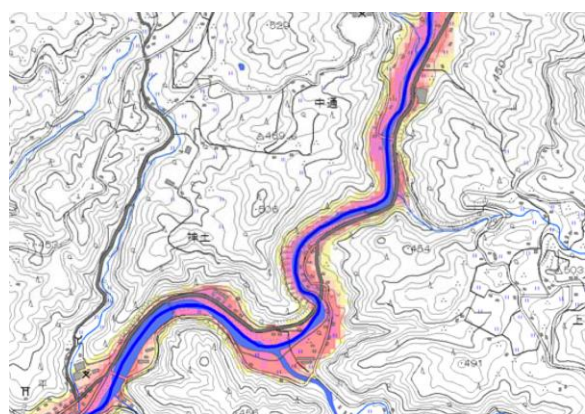
・洪水

当村の水害は、地勢的条件から中小河川の決壊、山地の土砂流出等による家屋、耕地、道路等公共施設への被害が予想される。過去には、昭和43年8月の飛騨川豪雨災害、平成23年9月の集中豪雨等により当村も被害を受けた。令和2年7月には飛騨川氾濫により支流白川への背水現象が起きたが、合流点から50mほど標高の高い当村まで遡ることはなかった。当村の場合は、地域内及び白川上流部での豪雨による白川とその支流氾濫による浸水が主なリスクである。

岐阜県作成の洪水浸水想定区域図では、村内を貫流する白川周辺が全域浸水区域として想定されており、特に中心市街地となる神土平地区は河底から住居地までの高低差が少ないため、浸水範囲が広がる傾向にある。想定される最大雨量(1h 76mm、累積降雨量 279mm)の場合、相当数の家屋が床上まで浸水すると予想され、平地区は民家が多い上に行政・金融機関・商工会施設が集中しているため浸水時の被害は甚大となる恐れがある。大きな支流との合流点も背水現象により範囲拡大が懸念される。



神土平地区 (行政・商工会施設)



支流 左広川との合流地点

[出典：岐阜県 洪水浸水想定区域図]

・土砂災害

当村は、急峻な地形及び地質等の自然条件から災害を受けやすい環境におかれているが、土木施設整備の立ち後れは大きく、このため集中豪雨による中小河川の氾濫に伴う土石流等による土砂の被害が頻発している。特に昨今は温暖化によると考えられる気象状況の変化により豪雨災害が増加傾向にある。

平地が少なく白川の支流沿いの斜面に家屋が点在する形で集落が構成されている当村では、支流周辺の立木を巻き込んだ土石流等による被害が各所で発生する可能性がある。



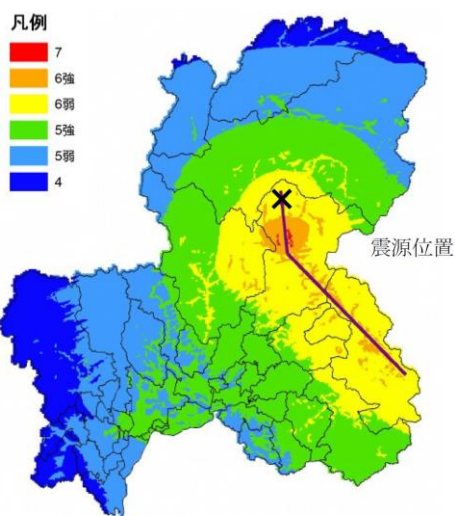
東白川村 土砂災害ハザードマップ (平地区抜粋)

## ・地震

岐阜県は、活断層が集中し内陸型地震が発生する可能性が高い地域であり、当村内にも白川断層が東北東－西南西方向に走り、近隣には阿寺断層が存在する。阿寺断層は全国でも相対的評価の高い活断層であり、当村の内陸型地震における予測震度は阿寺断層に起因する地震が一番大きく震度6強とされる。ただ、今後30年の発生確率は6～11%と低い。

また、海溝型である南海トラフの巨大地震は、今後30年以内に70～80%の確率で発生すると言われている。地震規模は、おおむねマグニチュード9程度と考えられ、破壊は断層面の南部から始まる可能性が大きく、そのため北方に向けて強い地震動が生じるものと考えられる。このことから地震が発生した場合、当村においては震度6弱の地震動が1分近く続くと予想される。

巨大地震発生時には、揺れによる建物の全半壊、屋内外設備損壊、ライフライン断絶のほか、斜面崩壊による被害も甚大になることが想定される。



阿寺断層系地震の震度予測

| 東白川村で想定される最大震度 | 震度階の最大値 |    |                |    |         |    |         |    |           |    |     |
|----------------|---------|----|----------------|----|---------|----|---------|----|-----------|----|-----|
|                | 南海トラフ   |    | 養老－桑名－四日市断層帯地震 |    | 阿寺断層系地震 |    | 跡津川断層地震 |    | 高山大原断層帯地震 |    | 最大値 |
| 東白川村           | 5.67    | 6弱 | 5.17           | 5強 | 6.13    | 6強 | 5.27    | 5強 | 5.22      | 5強 | 6強  |

[出典：岐阜県 南海トラフの巨大地震等被害想定調査]

## ・雪害

過去の雪害による被害はほとんどなく、近年は温暖化により積雪自体も少なくなりつつあるが、大陸性の寒波の到来などにより一時的に数十cm積雪する可能性は残っている。特に湿雪は付着性が高く重いため、短期に集中して降雪した場合に建物や電気通信網に被害が発生する可能性がある。

## ・感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。当村において甚大な感染拡大はこれまで発生していなかったが、今般の新型コロナウイルス感染症では当村で感染者が発生した。幸い拡大することなく収束したものの、特効薬のない新型感染症の高いリスクを実感させられた。このように、人類のほとんどが免疫を持たず治療薬も開発途上の新型や変異種の感染症は、全国的かつ急速なまん延により当村においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## ・その他

当村の火災は、地勢的条件から林野火災と住宅等建物火災に大別される。過去に大規模な火災事故は発生していないが、当村は山林が面積の殆どを占めることから、林野火災は広範囲に及ぶ可能性があり十分な留意が必要である。

また、過去の当村における風害は、内陸部にあることから比較的軽微であるが、近年は台風の大規模化により強風被害が発生している。平成30年9月の台風21号上陸では、電柱が折れるなどにより停電が発生し、一部地域で復旧までに10日間以上を要する事態となった。台風被害は広範囲に渡るため迅速な復旧が困難となる可能性がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 153事業所
- ・小規模事業者数 138事業所

【内訳】

|      | 業種              | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等)                    |
|------|-----------------|-------|---------|----------------------------------|
| 商工業者 | 農林漁業            | 3     | 2       | 農業・林業サービス<br>村内各所に点在             |
|      | 建設業             | 44    | 44      | 土木と木造建築関連が大半を占める<br>村内各所に点在      |
|      | 製造業             | 42    | 39      | 木材・木工関係が中心<br>村内各所に点在            |
|      | 情報通信業           | 1     | 0       | 村CATV部門<br>村中心地に立地               |
|      | 卸売業、小売業         | 27    | 20      | うち半数が飲食料点小売業<br>住宅地を中心に立地        |
|      | 金融業、保険業         | 1     | 1       | 共同組織金融業<br>村内中心地に立地              |
|      | 不動産業、物品賃貸業      | 1     | 1       | 不動産取引業                           |
|      | 学術研究、専門・技術サービス業 | 1     | 1       | 専門サービス業                          |
|      | 宿泊業、飲食サービス業     | 16    | 14      | 宿泊関連3割、飲食関連7割<br>村内各所に点在、河川沿いに多い |
|      | 生活関連サービス業、娯楽業   | 12    | 12      | 理美容業が中心<br>幹線道路沿いの立地が多い          |
|      | 教育、学習支援業        | 2     | 2       | 学習支援業                            |
|      | 医療、福祉           | 1     | 1       | 福祉                               |
|      | 複合サービス業         | 2     | 1       | 郵便局                              |
|      |                 | 合計    | 153     | 138                              |

(出典：平成28年経済センサス活動調査)

(3) これまでの取組

①東白川村の取組

- ・防災計画の策定  
 (「一般対策編」と「地震対策編」の両計画をもって構成、平成29年1月改訂)
- ・地震防災対策推進条例の制定(平成17年3月15日制定)
- ・防災訓練の実施(年1回実施、直近では令和元年9月に実施)
- ・土砂災害ハザードマップの策定(平成25年度)
- ・防災行政無線の導入(平成26年度)
- ・メールによる緊急情報発信体制(すぐメール)構築(平成23年度)
- ・防災センター並びに防災倉庫の設置
- ・防災備品の備蓄(生活必需品、医療品、暖房装置など)
- ・国土強靱化地域計画検討委員会の設置(令和3年2月)

②東白川村商工会の取組

- ・事業者BCPの必要性に関する情報発信(チラシ郵送・商工会窓口チラシ配置)
- ・BCPに関する知識習得(BCPに関する研修受講、専門家による助言指導)

- ・職員避難訓練（年1回実施、直近では令和2年9月に実施）
- ・全国商工会連合会ビジネス総合保険制度の取扱いによる事業者リスク低減化
- ・会館が使用不能となった場合の代替施設（村施設）利用に関する調整（令和2年4月）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る商工会館・事務所内感染予防措置の実施（令和2年6月）

## II 課題

### (1) 事業者の防災・減災対策意識の向上と事業者BCPの策定

- ・地区内の小規模事業者の防災・減災に対する意識は必ずしも高くなく、事業者BCPの策定など、事前対策の取組が進んでいる事業者は、規模が大きい一部事業所に留まっている。小規模事業者は、厳しい経営環境の中で直面する経営課題への対応を優先せざるを得ず、事業者BCP策定には消極的である。
- ・また、新型コロナウイルス感染症では、全国的な感染拡大による急速なリスク増加に即応できない状態が発生した。感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調による出社ルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、感染者発生時の資金対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### (2) 商工会の支援体制の強化

- ・当会は、事業者BCPの策定支援のための防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足している上、災害の影響を軽減するための保険等の情報も十分に収集・整理できていない。また、事業者支援のための人員が不足しており、事業継続力強化支援を進めるにあたり十分な体制が構築できていない。

### (3) 商工会自身の事業継続計画策定

- ・当会は、自らの事業継続計画が策定できておらず、災害等の緊急時における事務局の初動対応は白紙の状態である。事業継続にかかる具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、発災後の対応事項・連携体制等が明確になっていない。

### (4) 村と商工会との連携体制

- ・商工会館が使用不可能となった場合の代替施設に関し村施設の利用について村担当課と調整済みであるが、災害時の連携に関して協定などは締結しておらず、発災時の具体的な連絡体制や、復旧支援にかかる連携体制が構築されていない。

## III 目標

本計画期間である5年間を通じ、小規模事業者の自然災害及び感染症への事前準備を促し事後の早期復旧を実現するため、事業者BCPの策定を支援し、大規模地震などの不測の事態発生時に事業活動の継続が可能な自然災害等に強い事業所の創出を目標とする。

### (1) 事業者の防災・減災対策の促進

地区内小規模事業者に対して、巡回指導や普及啓発資料の配布等により、自然災害や感染症等のリスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知するとともに、その対策に前向きな事業者には具体的な取組に進むため事業継続力強化計画等作成にかかる支援を実施するとともに、計画作成後は、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

#### 【目標件数】

- ・事業継続力強化支援 巡回指導件数 年：15件
- ・事業継続力強化計画等策定セミナーの情報提供 年：1回
- ・事業継続力強化計画等作成支援事業者数 年：2事業者
- ・事業継続力強化計画等作成事業者数 年：1事業者

#### (2) 商工会の支援体制強化

- ・事業継続力強化支援実施に必要となる防災・減災対策に関する知識やノウハウ習得のため、BCPに関するセミナー等へ積極的に参加する。
- ・岐阜県商工会連合会広域支援室と連携した情報収集により経営支援員のスキルアップを図る。
- ・職員連絡会議において支援ノウハウ等を職員間で共有し、商工会全体の資質向上を図ることに より支援体制を充実させる。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会事業継続計画を策定し、組織内の体制や関係機関との連携体制を平時から構築する

#### (3) 災害発生時の体制構築

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルート及びマニュアルを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

平成29年1月に改定された「東白川村地域防災計画」で掲げられているとおり、当会の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知と体制構築

- ・巡回支援時及び窓口相談対応時に、ハザードマップや感染症ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害や感染症等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。  
特に浸水想定エリアなど自然災害のリスクが高いと想定される事業者や感染拡大を招きやすい従業員の多い事業者には優先的に巡回し、災害リスクの啓発を行う。
- ・会報や広報やホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む事業者の紹介など、災害リスクと事業者BCPの必要性について管内事業所向けに情報発信を行う。
- ・岐阜県商工会連合会の主催する計画策定セミナーのほか、中小企業基盤整備機構の実施するオンラインセミナーなど計画策定につながるセミナーの開催情報を会報に掲載すると共に、巡回により参加を勧奨する。
- ・新型ウイルス感染症が全国的に感染拡大にあるときは、感染拡大防止策や支援施策等について事業者への周知を行うとともに、感染防止と事業継続を両立させるための取組を提案する。
- ・事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて「東京海上日動火災保険株式会社」（全国商工会連合会のビジネス総合保険制度の引受保険会社）の職員同行を依頼し、管内の小規模事業者に災害時の利用できる保険商品等の説明を行う。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年2月26日までに事業継続計画を作成する。  
作成後は自然災害や感染症発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。特に商工会ビジネス総合保険制度については、引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社と連携し、計画策定事業者や必要性を認識する事業者へ詳細な保険内容を説明し、必要性への理解を深める。
- ・関係機関（村内の金融機関や各種事業組合等）に普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の配架を依頼する。

#### 4) フォローアップ

- ・巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施。計画未完了事業者には作成支援、計画作成事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。また、計画等未作成の事業者に対して継続して啓発・周知を行う。
- ・村担当課職員との連絡会議（構成員：当会、当村商工担当課・防災担当課）を年1回開催し、本計画の状況確認や改善点等について協議する。
- ・当会自身の事業継続計画について改訂すべき事項が生じた場合、その都度計画の見直しを実施する。見直しについては、毎月1回開催する職員連絡会議において協議した後、随時開催する商工会正副会長会議にて審議の上内容を決定する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当村担当課ならびに岐阜県商工会連合会との連絡ルートの確認等を行う（連絡ルートを利用した災害報告訓練は、担当課との連絡会議で協議の上必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とした上で、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

##### ① 自然災害発生時

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に電話、ショートメール等により職員の安否確認を行う。その際に、本人・家族の被災状況、自宅及び周辺の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）、出勤の可否等を情報収集する。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気・通信・水道）、事務所内設備、周辺の道路や家屋の被害状況について確認する。

##### 【確認内容】

| 確認対象            | 確認内容 [手段]   |
|-----------------|---|
| 東白川村役場<br>地域振興課 | 職員：安否・出勤可否 [SNS・携帯電話]   |
| 東白川村商工会         | 職員：安否(家族含む)・周辺状況・出勤可否 [SNS・携帯電話]<br>正副会長：安否・周辺状況 [SNS・携帯電話]         |
| 商工会館            | 建物：損壊状況(危険性)、ライフライン(電気・通信・水道) [目視]<br>事務所：パソコン・共有データ・通信機器 [目視・稼働確認] |
| 周辺状況            | 道路・家屋・ライフラインの損壊状況 [目視]  |

- ・発災当日中に当会と当村で安否確認結果や商工会事務所及び周辺道路・家屋の大まかな被害状況を共有する。連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話や SNS とする。

##### ② 感染症発生時

- ・国内において新型コロナウイルス感染症の感染者発生後には、職員の体調管理を行うと共に、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・当会職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、商工会館を閉鎖し、代替施設について村と、代替職員について岐阜県商工会連合会と調整を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

### ① 自然災害発生時

- ・ 当会事務局長、当村地域振興課長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身の安全確保が可能と判断した時点で出勤する。)
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合はリモートにより役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

#### 【被害規模の目安】

|        |  |
|--------|--|
| 大規模な被害 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内10%程度の事業所で、比較的軽微な被害（屋根や壁・窓の一部に被害、瓦が飛ぶ・窓ガラスが割れる等）が発生している。</li><li>・ 地区内2%程度の事業所で、甚大な被害（床上浸水、建物の全壊・半壊等）が発生している。</li><li>・ ライフラインや交通網の広範囲に被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul> |
| 被害あり   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内3%程度の事業所で、比較的軽微な被害（屋根や壁・窓の一部に被害、瓦が飛ぶ・窓ガラスが割れる等）が発生している。</li><li>・ 地区1%程度の事業所で、甚大な被害（床上浸水、建物の全壊・半壊等）が発生している。</li><li>・ ライフラインや交通網の一部に被害が発生している。</li></ul>  |
| ほぼ被害なし | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない。</li></ul>  |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当会と当村は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有（午前、午後、夕方） |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有（午前、午後）    |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回共有（午後）       |
| 1ヶ月以降   | 2日に1回共有           |

#### 【連絡窓口】

| 連絡先          | 連絡窓口 |       |
|--------------|------|-------|
|              | 第1順位 | 第2順位  |
| 東白川村商工会      | 事務局長 | 経営指導員 |
| 東白川村役場 地域振興課 | 課長   | 係長    |

### ② 感染症発生時

- ・ 当会職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、その他の職員は感染していないことが確定するまで自宅待機し、リモートにて当村担当課や代替派遣職員並びに岐阜県商工会連合会と打ち合わせを行う。

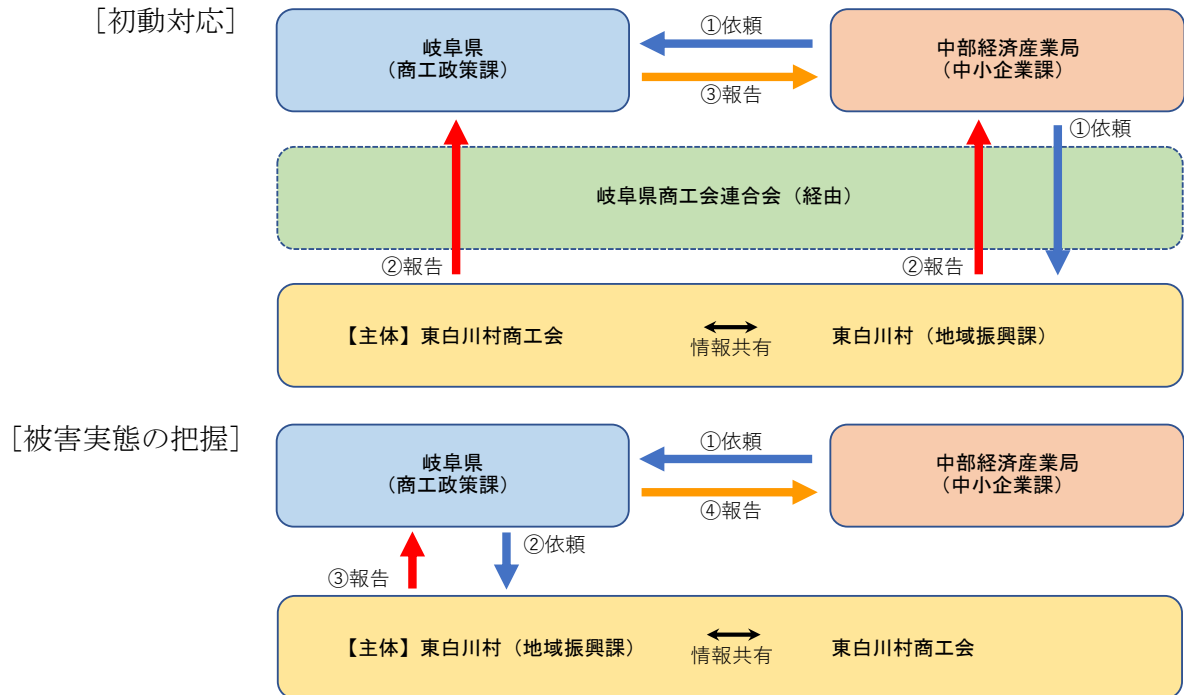
## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。



- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。

#### 【被害情報の報告の流れ】



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

##### ①自然災害発生時

- ・相談窓口の開設方法について、当会と東白川村で相談する（国より要請を受けた場合、特別相談窓口を設置）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

##### ②感染症発生時

- ・事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策について情報発信を行うとともに、具体的な手続きなどについて相談窓口の開設を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

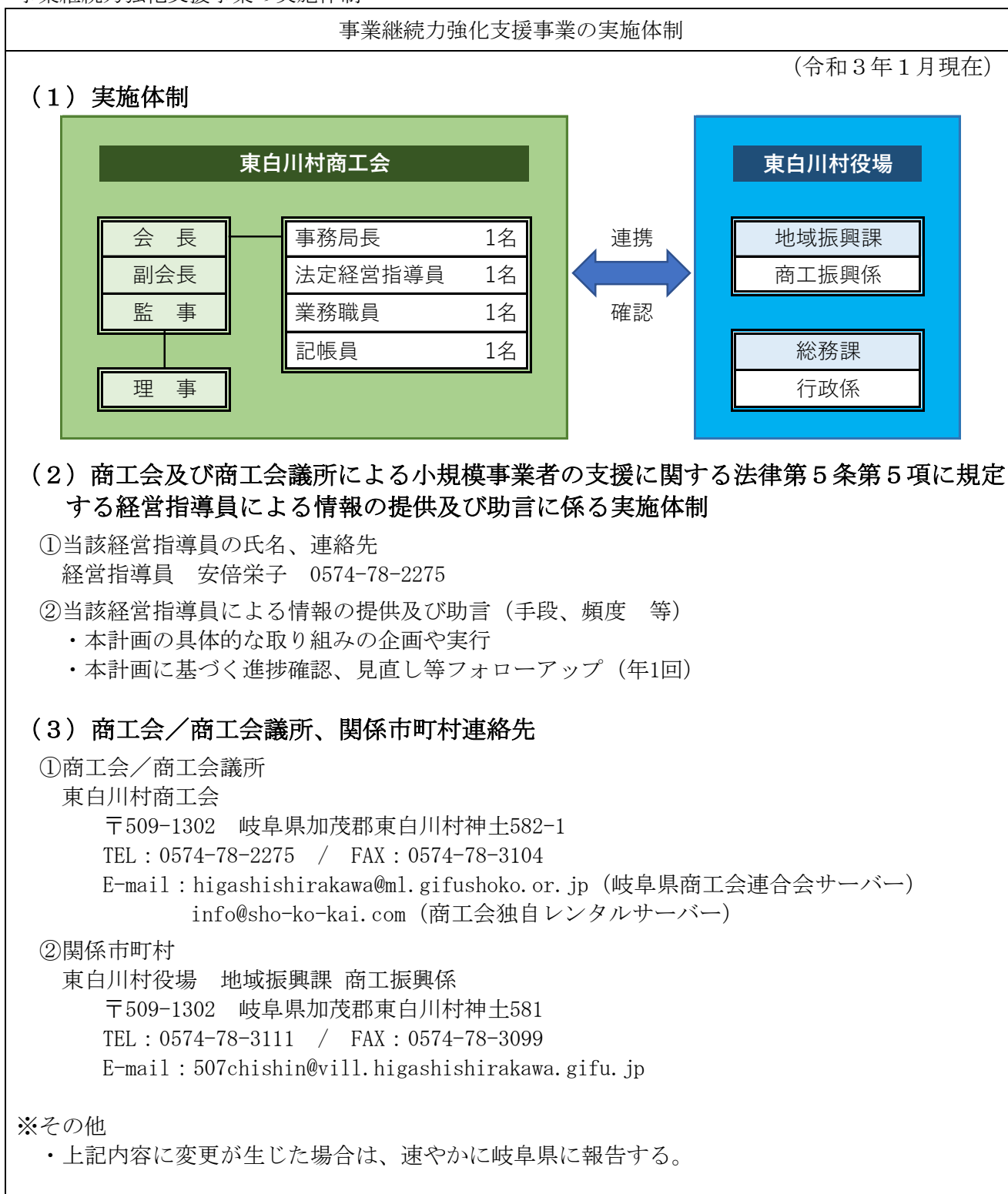
- ・県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県商工会連合会等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

|                 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 必要な資金の額         | 190 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| ・パンフ、チラシ作成配布費   | 30  | 20  | 20  | 20  | 20  |
| ・事業者BCP策定専門家派遣費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・連絡会議運営費        | 10  | 10  | 10  | 10  | 10  |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                  |
|-----------------------|
| 岐阜県補助金、東白川村補助金、自己財源 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

|  |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
|  |
| 連携して実施する事業の内容                                  |
|  |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |
|  |
| 連携体制図等   |
|  |